

浦河町テレワークオフィス使用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦河町テレワークオフィス使用料補助金（以下「補助金」という。）について、浦河町補助金等交付規則（平成13年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、関係人口の創出を図るため、テレワークオフィス使用料を補助することにより、テレワーク・ワーケーションの誘致を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) テレワークオフィス テレワークに必要な机・椅子・ネットワーク設備等、実務に必要な設備が用意されて、一般に利用が公開されている施設をいう。
- (3) ワーケーション テレワーク等を活用し、観光地など普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、休暇取得等により余暇を過ごすことをいう。

(補助対象者)

第4条 日高管外に居住して、町内のテレワークオフィスでテレワークを行った者を交付の対象とする。

(助成金の交付)

第5条 町長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助金交付の要件)

第6条 この補助金の交付対象となる者は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国、都道府県、その他地方公共団体から同種の補助金等を受けていないこと
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める業種を営む者でないこと
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるものでないこと

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、町内のテレワークオフィス使用料とする。なお、補助対象経費は、1～2時間単位で利用料金が設定されているテレワークオフィス使用料として、1日料金や月額料金等での利用は補助対象外とする。

(補助金の交付額等)

第8条 補助金の額は、1時間当たり300円として、1時間未満の端数については、切り捨てる。なお、1人あたりの同年度の交付額は、5,000円を上限とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、テレワーク終了後30日以内又はテレワーク実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、浦河町テレワークオフィス使用料補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(別記第2号様式)
- (2) 助成の対象となる経費を証する書類
- (3) 現住所を確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 10 条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は補助金の交付を決定したときは、浦河町テレワークオフィス使用料補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。